

令和 2年 2月27日

保護者の皆様

中野区立桃園第二小学校  
校長 山崎 義弘

## 感染症の感染拡大防止のための対応と取組

日頃より本校の教育にご理解、ご協力くださり、ありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症につきましては、刻一刻と状況が変わり、感染の拡大が心配されています。

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具現化に向けた見解」を踏まえて示された中野区教育委員会の方針に沿い、新型コロナウイルスを含めた感染症の感染拡大防止に向けて、次のように取り組んでまいります。ご家庭におきましても、感染拡大の防止にご協力いただけますようお願いいたします。

### 1 学校で

- ① 「今後1～2週間が感染拡大のスピードを抑えられるかどうかの瀬戸際」という見解等を踏まえ、3月8日（日）までの間、行事等について次のように実施します。
  - 屋内において、学年の人数を超える規模での活動は行いません。
  - 全校朝会、その他の朝会、児童集会は、放送またはビデオを活用して実施し、児童は教室にいて視聴します。
  - 縦割り班活動は、校庭での遊びのみ実施します。
  - 外部の方が校内に集まる機会は、中止または延期します。
  - 保護者会は中止し、学年活動・学習発表は延期します。（2月26日にお知らせ済）
  - 3月9日に予定していた、本校を避難所とする方々との合同の避難訓練は中止します。
- ② 卒業式・修了式は規模・時間を縮小して実施する予定です。詳細は、後日ご連絡いたします。
- ③ 流行の兆しを早期に発見するため、健康観察を確実にを行います。
- ④ 泡状石けん（固形石けん）を使った手洗い、うがい、咳エチケットを徹底します。
  - 登校時、給食前、体育の授業後、外遊び後、トイレ後に石けんを用いて流水で手を洗うことを徹底します。
  - 咳やくしゃみが出る場合は、マスクやハンカチを使って口や鼻を押さえることを徹底します。
- ⑤ インフルエンザ等に罹患した児童、発熱で欠席する児童がみられる学級は、全児童がマスクを着用します。
- ⑥ 全学級で、給食時は前向きで食べるようにします。
- ⑦ 室内の換気に努め、教室等の空気を入れ換えるとともに、湿度を下げないようにします。
- ⑧ 校舎入り口のマットや各教室のドアノブ等を、毎朝、次亜塩素酸水で殺菌します。

## 2 ご家庭で

- ① 3月末までの間、全ての児童に、ご家庭からマスクを持たせてください。ランドセルの中に入れておいてください。マスクが入手しにくくなっています。マスクがない場合に備えて、ハンカチを毎日持たせてください。
- ② ご家庭で毎朝検温を行ってください。休日、祝祭日の間もお願いいたします。発熱や感染に早めに気づくことが感染拡大を防ぎます。ご協力ください。
- ③ 具合が悪いとき、通常の体温より1℃以上高い場合や37.5℃以上ある場合は、無理をせず登校を控えてください。
- ④ 急な発熱を伴う筋肉痛や頭痛・のどの痛み、咳、鼻水・鼻づまりなど、風邪やインフルエンザの症状、発疹等の症状がある場合は、速やかに医療機関を受診してください。学校にもご連絡ください。
- ⑤ 帰宅後の手洗い、うがいをご家庭でも是非ご指導ください。

## 3 感染症にかかったら

**出席を停止してください。早く回復できるように、十分な休養をとってください。その際は、学校にご連絡ください。**出席停止の日は、「出席しなければならない日」ではない日となり、登校しない状態であっても欠席とはなりません。

- ① 児童が、新型コロナウイルスに罹患した場合は、
    - 治癒するまで出席を停止してください。新型コロナウイルスに罹患した児童・教職員が出た場合は、中野区教育委員会の指導のもと、中野区保健衛生部局と協議し、14日間を目安に学校を臨時休業します。
    - 児童と同居のご家族等が新型コロナウイルスに罹患し、児童が濃厚接触者である旨を医療機関の診断によって把握した場合は、速やかに学校にご連絡ください。その際は、児童の出席を停止するようにいたします。その上で、中野区教育委員会の指導のもと、臨時休業等も含めた対応を検討します。
    - 児童や児童のご家族の罹患に際しては、プライバシーに十分配慮して対応を行いますので、速やかに学校にご連絡いただけますようお願いいたします。
  - ② インフルエンザの場合は、次の2点が両方とも済んだ段階で登校が可能になります。
    - 解熱後2日が経過していること
    - 発症後5日が経過していること
    - 発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。
- 出席停止期間は、学校保健安全法により、感染症の感染拡大を防止するために定められています。無理に早く登校することで、他の児童に感染する場合があります。感染拡大防止にご協力くださいますようお願いいたします。
- この日数は感染症により異なります。不明な点は、医師、学校に確認してください。
- 登校する際は主治医が記入した登校許可証が必要です。登校許可証は、学校でお渡しします。本校のホームページからダウンロードすることもできます。